

国際法に見る人道概念の普遍化の過程及び  
人道主義の今日的課題と展望に関する考察

井上 忠男

**Study on the process of universalization of the humanitarian norm in the  
international law and the latest issues for humanitarianism in modern  
international community.**

Tadao Inoue

要旨：

人道主義は、いかにして今日の国際社会における普遍的な道義的価値規範として確立されるに至ったのか。本稿は、近代国際法、特に19世紀後半に急速に発展した戦時国際法の法典化の歴史を辿ることにより、人道概念の普遍化の過程を考察するとともに、特に冷戦終結後の武力紛争に伴い国連、NGO、諸国軍隊等による広範な人道支援活動が展開される今日、グローバルな枠組みの中で人道主義が直面する多様な問題とその将来展望を考察する。

キーワード：人道主義、国際法、普遍的価値、人道支援

**Summary** : This study is aimed at clarifying the process of how the concept of humanity (humanitarianism) has been accepted and established in the international community as an universal moral norm from the aspect of the codification of international law, the laws of war in particular, thereby to analyze the condition, definition to be required by the concept of humanity or the humanitarian assistance in modern days. The concept of humanity had been incorporated as a key resource of the laws into the international law in late 19th century and , ever since, has been developed into the world common moral value of the international community.

However, on the one hand, the uprising humanitarian assistance to be carried out by the military sectors since after 90's has proposed the issue of how defining the term of "humanitarian assistance", notably "humanity" itself, and on the other hand, in the accelerating globalization, conventional notion of humanity which was basically originated from the western Christian norms has been on the topics of much discussions.

This study sheds light on these current issues which humanitarianism faces today and seeks for the future perspective of humanity as the supreme universal value of modern international community.

**key words** : humanity, international law, world common value, humanitarian assistance

---

看護学科 教授

本研究は、平成19年度日本赤十字秋田短期大学共同研究費補助金を受けたものである。

## はじめに

人道主義は、今日の国際社会において高い道義的規範性が認められる普遍的価値といえることができる。それは、人道主義又は人道 (humanity) の実現が、人権の確保と同様、国際社会共通の利益と見なされ、人道問題及び人道危機等に対する国連及び諸国家による人道支援又は人道的介入と称される行動が、特に冷戦後の国連機能の強化と並行して急速に拡大していることから認められる。

人道主義は、しばしばヒューマンイズムの語で語られるが、この語の一般的な概念は、本稿で扱う概念よりも広義であり、「人間的なものを尊重する思想」(広辞苑)全体を意味して用いられる。

本稿で扱う人道主義は、「人間的なもの」の尊重よりも狭義であり、「人間そのもの」の尊重を唱導する、通例、人間(人類)愛又は博愛主義とほぼ同義で使用される人道主義であり、一般的にはhumanitarianismの語に対応する概念である。人道主義がこのように人間愛に基づく思想行動を含意して用いられるようになったのは、一般的にはイタリア・ルネサンス期以降と見ることができる。

人道主義の語源とされるhumanismus(フマニスム)は、共和政ローマ期の思想家キケローが初めて使用した造語humanitatis(又はhumanitas; フーマニタース)に遡るとされ<sup>1)</sup>、それは凡そ「人間性」又は「人間的なもの」を意味し、必ずしも人間愛や博愛を意味する概念ではなかった。そのような意味を強く含んで使用されるようになったのは、キリスト教の強い影響を受けて後のことであり、特にイタリア・ルネサンス期以降のことと思われる。14世紀のイタリアの詩人ペトラルカ思想にはそれが顕著であり、ペトラルカはフマニスムの語を明瞭に博愛や人間愛の意を込めて用いている<sup>2)</sup>。さらに「憐れみの情(pitie)」は誰の心の中にもある人間の本性であるとしたルソーらの思想<sup>3)</sup>により思想的普遍性を高めた人道主義は、18世紀の啓蒙思想が育んだ自由、平等、博愛を基軸とする民主的でリベラルな近代社会の共通価値を體現する思想として熟成されていった。死刑廃止論の先駆者とされるベッカリーアの『犯罪と刑罰』(1774)には、人道への言及が処々に見られる。

このような意味における人道主義は、今日の国際社会において高い道義的規範性を具備するよう

になったが、それは19世紀後半に急速に発展した国際法、特に戦時国際法体系の法典化過程において、その理念が「人道の法則」又は「人道の原則」として実定国際法の内に取り込まれ、国際法の淵源及び保護法益の一つとして認識されていったことによる。

ある時代を通じて広く国際社会で承認される道義的価値が最も象徴的に具現化されるものの一つに国際法があるとするならば、その中で高い規範性を帯びる概念は、すなわち時代が體現しようとする普遍的価値であると認めることができるだろう。

本稿では、現代世界の普遍的共通価値として人道主義を措定し、同概念が国際法及び国際決議等の諸文書の中に道義的規範として取り込まれていった歴史を辿ることにより、人道主義が国際社会の普遍的価値としての地位を確立するに至る過程を考察する。併せて後段においては、当初、西欧キリスト教文化を基盤に育まれた人道主義が、国民国家を主体とする伝統的な「国際社会」の枠組みから大きくパラダイムシフトした現代の多元主義的なグローバルな世界で直面する普遍性の内実を巡る問題を分析する。また国連及び個別国家とその軍隊による人道支援が拡大する中で、人道の概念の普遍的定義を巡り提起されている問題等についても紙面の許す範囲で考察する。

なお、ismとしての人道主義と人道そのものの概念は厳密には異なるが、本稿ではこれらを特に区別せず、ほぼ同義語として併用する<sup>4)</sup>。

## 第1章 国際法に見る人道概念の法典化の歩み

### 1. 国際人道法の名称の背景

人道主義を国際法の理念的基盤に据えた象徴的な国際法体系としては、武力紛争時に適用される国際人道法が知られる。

戦時国際法体系に人道の名称が初めて使用されるようになったのは、一般的には1971年から1977年までスイスで開催された一連の「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展のための政府専門家会議及び外交会議」に遡る。しかし、この名称の命名者と思われ、同会議で提起されたジュネーブ諸条約追加議定書草案の作成チームを指揮した赤十字国際委員会(以下、ICRCと言う)のJean Pictetは、1956年刊行の『赤十字諸原則(Principles of Red Cross)』の中で「人道法

(humanitarian law ; droit humanitaire)」の語を既に使用し、「人道法は、あらゆる人間が人間らしく (humanely) 扱われ、動物や物としてではなく人間として、単なる目的のための手段としてではなく、それ自体を目的として扱うことを要求する」<sup>5)</sup>と記している。これは、Pictetの描いた人道法概念が、必ずしも戦時国際法の意味に限定されていなかったことを想起させる。さらにPictetは、次のように記す。

「ジュネーブ条約の起草者は、同時にあらゆる人道的な国際法 (humanitarian international law) の一般的な発展を喚起し、この国際法は、次第にあらゆる国家が共通の協定を締結することで形式を整えていった。しかしながら、過去二、三十年、われわれは人々が自国においてさえ不当に扱われ、武器を所持したまま拘束される敵の軍隊構成員以下の保護さえ与えられないのを見てきた。奇しくも、今日では戦時といえども文明の基礎を保護するために作成された国際法を平時の状況に拡大し、国内問題に拡大することが必要に見える。」<sup>6)</sup>

さらに同書において、Pictetは公式に国際人道法 (International Humanitarian Law ; Droit International humanitaire) の語を使用したのが、その概念は以下のように、今日の国際人道法と国際人権法の双方を含意していた。

「国際人道法は、一方において主としてハーグ及びジュネーブ条約からなる戦争法を、他方において国際連盟及び後に国際連合の主催下で制定された人権一般の保護に関する諸規則を含むものである。」<sup>7)</sup>

しかし、上記外交会議以後になると、国際人道法の用語が国際的に次第に認知されていったためか、1983年のPictetの『国際人道法の発展と諸原則 (Developpement et principes du droit international humanitaire)』では、戦時国際法体系を意味してこの語を使用しており、戦時平時を問わずに適用すべき人権法及び人道法を統合した法概念として新たに「人類法 (Humane law ; Droit humain)」の呼称を使用している<sup>8)</sup>。もっとも、Pictetは自らが使用した国際人道法の名称が、法的概念と道徳的概念を混同するものとして当初、法学者から批判を受けたことを認めている。<sup>9)</sup>

この批判に見られるように純粋法学の立場からは、人道という哲学的、倫理的概念を国際法の名称として採用することは、法に情緒的な曖昧さを持ち込み、法の論理性や強制力を脆弱化するもの

と見なされたことは想像に難くない。

ともあれ、以後、四半世紀を経過した今日の国際社会においては、人道主義を淵源とする国際人道法の名称は、戦時国際法体系の一分野として法的地位を確立しており、それは国連を始めとする諸国家の実行及び国際司法の判断からも認められる。このことは諸国軍隊を中心に国際人道法の名称の代わりに武力紛争法又は戦争法の用語が一般的に使用されている事実により何ら影響を受けるものではない。

## 2. 戦時国際法における人道概念の法典化

1970年代以降、国際人道法という名称が一般的に使用されるようになる以前から、Pictetは人道概念を国際法の淵源として意識していたが、戦争法の中に人道概念が明文化されるようになったのは、19世紀後半に急速に発展した以下の一連の戦争法の法典化過程においてである。

### 〈リーバー綱領〉

アメリカ南北戦争下にリンカーン大統領が主導し、コロンビア大学のフランシス・リーバー教授が起草した1863年のいわゆる『リーバー綱領 (Instructions of the Government of Armies of the United States in the Field)』は、国際法とは言えないまでも、人道的な理由から敵対行為への制限を課した戦争法の最初期の文書として意義あるものであり、その後のジュネーブ条約の成立に与えた影響は大きい。<sup>10)</sup> 同綱領は、その二箇所において人道概念に言及している。

まず第29条において、現代の戦争の究極の目的は、平和状態を一新することにあるとした上で、「戦争がより強固に追求されればされるほど、人道 (humanity) にとって一層有益である。賢い戦争は短期である。」と記し、第152条は、「人道が、叛徒に対して通常の戦争規則の適用を誘発する場合、その適用が部分的であれ全面的であれ、(叛徒の) 部分的又は全面的な承認を意味するものでも主権を承認するものでもない」としている。

### 〈1864年のジュネーブ条約〉

同綱領の翌年に締結された1864年8月22日のジュネーブ条約<sup>11)</sup>は、その提唱者であるスイス人アンリ・デュナンの人道的動機に触発されて成立したものであるが<sup>12)</sup>、同条約の条文自体には、人道

への言及はない。なお1949年のジュネーブ諸条約については、多数箇所でも人道に言及するが、これについては後述する。

#### 〈セント・ペテルブルグ宣言〉

こうした中で、人道的動機による武器使用制限の基本原則を明らかにした国際文書としての1868年のセント・ペテルブルグ宣言(Declaration of St.Petersburg)は注目に値する。

同宣言は、戦争法の中で過度の傷害を人体に及ぼす投射物の使用を制限した最初期のものであり、その中で、「戦争の要求は人道の要請(the requirement of humanity)に一步譲るべきである」こと、「従って、そのような武器の使用は、人道の法則(the laws of humanity)に反する」ものであると明確に記している。また、締約国は「確立した原則を維持し、また戦争の必要性和人道の法則を調和するために」武器の使用の制限に合意すべきであるとする。

このように同宣言では、その三箇所でも「人道の要請」及び「人道の法則」に言及している。これは人道(humanity)の語が国際法の中に道義的規範として明文化された嚆矢と見ることができる。しかし、「人道の法則」や「人道の原則」が意味するものは必ずしも明確ではない。

#### 〈ブリュッセル宣言〉

さらに、戦争法の法典化を意図して開かれた1874年のブリュッセル会議のいわゆる「ブリュッセル宣言」は、「会議は、同様の精神で諸国が協議することとした問題の検討に入ることによってのみ、人道の理想(those ideas of humanity)に答えることができた。」と記し、「会議は、討議があらゆる場合にそれらの重要問題に光をなげかけることにより、…人道の真の発展(real progress of humanity)が期されることを信ずる」(最終議定書)と結んでいる。また同宣言は、人道の要請(requirement of humanity)という概念にも言及している。本会議の草案は、後述するマルテンスが起草したとされる。<sup>13)</sup>

#### 〈オックスフォード・マニュアル〉

また国際法学会(The Institute of International Law)が1880年に作成した「戦争の法規慣例」、いわゆる『オックスフォード・マニュアル(提要)』では、以下の三箇所でも人道の概念に言及している。

第18条は、交戦国の将官が「住民の人道心(the humanity of the inhabitants)」に訴え、傷病兵の看護に当たるよう勧奨することを求め、第81条は、抑留者への中立国の支援に関し、「人道が要請する食料、被服、救援の提供(relief required by humanity)」を規定し、更に復讐の禁止に関する第86条では「復讐はいかなる場合においても人道及び道徳の法則(the laws of humanity and morality)を尊重することを要す」と規定する。しかし、ここでも「人道及び道徳の法則」の意味は曖昧なままである。

ちなみに、わが国においては大正期の『海戦法規』(大正3年軍令海第8号)第3条は、戦争法を遵守させるために指揮官に対し戦時復讐に訴える権利を認めながらも、「但シ、人道ニ背カス敵ノ加害行為ノ程度ニ相応スルモノタルコトヲ要ス」<sup>14)</sup>と規定している。これはオックスフォード提要の理念の影響を受けたものと考えられる。

このように、19世紀後半の戦争法の法典化の過程で人道の概念は、次第に法の淵源及び保護法益として認識されるようになっていった。

### 3. 人道概念の法典化とマルテンス条項

人道の概念を戦時国際法体系の中に「人道の法則(the laws of humanity)」として措定し、その意義を画期的に高めた国際文書が、1899年の陸戦の法規慣例に関するハーグ第二条約の前文9節に挿入された、いわゆる「マルテンス条項」である。

同条約前文は、「一層完備シタル戦争法規ニ関スル法典ノ制定セラルルニ至ル迄ハ、締約国ハ、其ノ採用シタル条規ニ含マレサル場合ニ於テモ、人民及交戦者カ依然文明国ノ間ニ存立スル慣習、人道ノ法則及公共良心ノ要求ヨリ生スル国際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ以テ適当ト認ム・・・」と規定している。これは「人道の法則(the laws of humanity)」及び「公共良心(public conscience)」の概念に法の淵源としての規範性を賦与したものと見ることができる。

本条項は、1899年のハーグ会議が占領軍に対する人民の抵抗の権利を巡り意見の対立を見たため、抵抗人民の交戦者資格につき明文規定を設けることができなかつたことに対する妥協策としてロシア代表で法学者のフリードリッヒ・フォン・マルテンス(ロシア語名:フョードル・フョードルビ

ナ・マルテンス：)が提案<sup>15)</sup>し、挿入されたものであり、通称「マルテンス条項」と呼ばれる。ロシアが主導した先のセント・ペテルブルグ宣言にもマルテンスによると見られる「人道の法則」への言及があるが、本条約前文の「人道の法則」は、それと対をなす「公共良心」の概念とともに、明文規定としての戦争法の不備を補うための原則が諸国家、諸国民を拘束する道義的規範としての人道主義であることを宣言したものと見ることができる。

#### 4. マルテンス条項の意義

同条項は、実定国際法に明文規定がない場合においては、その不備を補うための安全網として「人道の法則」を位置づけ、法の適用の逸脱を防止しようとする極めてユニークな文書といえる。

一般的に条約前文は、締約国を直接的に拘束するものではなく条約本文の解釈の基準を示すものとされるが、マルテンス条項に見られる「人道の法則と公共良心の要求」の原則は、その概念が必ずしも明確ではないとはいえ、以後、条約解釈にあたりその基本精神を体現するものとして広く承認されてきた。1986年の国際司法裁判所 (ICJ) による原爆使用の合法性に関する勧告的意見においても、ICJは、「マルテンス条項は国際慣習法を構成する」と判示<sup>16)</sup>した。同条項は、新兵器の使用など、既存の国際法の明文規定が適用できない場合においても、その合法性の判断に援用できるものであり、その後の戦時国際法 (1977年のジュネーブ第一追加議定書等) 及び武器使用制限に関する国際条約 (1980年のCCW前文等) や主要国 (英国、ドイツ等) の軍事マニュアルにもその理念が踏襲されている。<sup>17)</sup>

こうした意義に着目し、Hans-Peter Gasserは、マルテンス条項を「国際人道法に関心あるあらゆる法学者が持つべき知識の絶対的な中核の一部を構成する」<sup>18)</sup>としている。

論者の中には、マルテンスが人道の法則を近代的な「文明諸国 (civilized nations) の共通価値」として位置づけたことを以って、諸国家を文明国と非文明国に分けて国際法を差別的に適用しようとする前近代的価値観の桎梏に囚われていたとする見解もある<sup>19)</sup>。マルテンスは、その著『文明諸国民の現代国際法』(Sovremennoe mezhdunarodnoe pravot tsivilizovannykh narodov) で当時の文明国家と称される国々を基軸に構築され

た19世紀の西欧社会の一般的な思想を考察し、国際関係を規律する法則として人道及び公共の良心の概念を見出し、それを国際法を貫流する原則として採用した。

マルテンスが『国際法』の中で、「近世国際法はヨーロッパが開花の生活をなし、かつ法律知覚を備えたるの結果として生出したるものなり。〈中略〉国際公法の行はるる範囲を制限して、ヨーロッパ文明の原則を承認し、文明国と称すべき諸国のみに行はるるものなりと云うこと、至當の言にあらずや」(ママ)<sup>20)</sup>と記しているように、当時の国際法体系は、西欧先進諸国以外の旧植民地並びにアジア諸国等を野蛮国家と見なし、国際法適用の射程外に置いていたのであり、こうした意識は、1864年のジュネーブ条約と赤十字運動が非西欧諸国、特にイスラム諸国 (トルコ) 及びアジア諸国に拡大する過程において西欧諸国の差別的対応として表出した<sup>21)</sup>。

このことは、西欧諸国に優位を置く文明国標準主義の下で文明国の規範的指標として人道主義が位置づけられ、その普遍性の熟成が促されたことを意味する。

とはいえ、19世紀末にアジア、アフリカ諸国にジュネーブ諸条約締約国と赤十字運動が拡大し、さらに当時、急速に進んだ平和団体の設立<sup>22)</sup>に見られるように社会一般が人道及び平和の実現を希求する風土の中で、人道主義は国際法に貫流する道義的規範理念としての取り込みが促進され、かつての文明観に基礎づけられた人道概念は次第に希釈され、今日の普遍性を帯びるに至ったといえる。例えば、1945年の国際司法裁判所規程は、裁判所が適用する基準として、「文明国が認めた法の一般原則」(第38条1項c)を掲げ、またニュルンベルグ国際軍事裁判判決も人道の諸規則が「すべての文明国家が承認し、戦争の法規および慣習を宣言するものとみなされていた」<sup>23)</sup>ことに言及しているが、これらの文脈における文明国の概念は、単に諸国家を意味しているに過ぎないことにはや大きな異論はないように思う。

他方、マルテンス条項は、純粋法学の立場から法規範としての効力に疑問を呈することもできるだろう。既述したように、Pictetが戦時国際法体系の新たな呼称として国際人道法の名称を採用したとき、法学者がそれを法的概念と道徳的概念を混同するものとして批判したように、国際法規範に人道の法則を導入することは、同様の批判を受

ける可能性がある。

しかし、こうした曖昧さにもかかわらず、マルテンス条項が現代の多くの国際文書において形を変えて踏襲されてきたことは、その独創的な意義を広く国際社会が承認した証左と見ることができる。

現代の法が過度に理論的、技術的な傾向を持つことに注意を喚起してMichael Veuthey<sup>24)</sup>は、「今日、法的規則に関して、過度の論理的思考が存在し、法の履行のための感情的、政治的、霊的コミットメントがあまりにも過小評価される。法は、国際人道法ですら過度に合理的、かつ完全に感情から、義務感から、道徳及び霊的な感覚から切り離されてしまった。」<sup>25)</sup>と慨嘆しているが、現代においてマルテンス条項は、過度に論理的、技術的な傾向を強める法規範（ハードロー）の理念的根拠を「人道」という哲学的、倫理的価値（ソフトロー）に基礎づけることにより、法に一層高次の普遍性を移植しようとする試みと見ることができる。マルテンス条項は、実定法の明文規定の他に法遵守の最終的な拠り所を諸国家及び諸国民の人道精神と良心に求めた点は独創的であり、結果として、それまで一般的に哲学的・倫理的概念の域をでなかつた人道主義に国際道義の核を形成する基軸理念としての逸脱不可能な法的規範性を賦与した。それは自然法理論と法実証主義を融和する試みであり、この試みは、人道の概念規定を欠いたまま先行された。結果として、人道主義の理念を取り込んだことにより、国際法は一層その普遍的規範性を高めることになった。

## 5. 人道概念に言及するその他の国際文書

マルテンス条項の登場以後、人道の法則又は人道の原則は、それが真に意味するところの不明瞭さとは裏腹に主要な戦時国際法の法典化過程で、その理念的な基盤としてしばしば援用されるようになった。

1949年のジュネーブ諸条約は、第一条約第63条、第二条約第62条、第三条約第142条、第四条約第158条で条約の破棄に関する規定にマルテンス条項を引用し、例えば、第一条約第62条第4項は、「廃棄は、文明国民の間に確立している慣行、人道の法則、公衆の良心の命ずるところ等に由来する国際法の原則に基づいて紛争当事国が引き続き履行しなければならない義務を害するものではない。」と規定した。

また1977年のジュネーブ諸条約第一追加議定書第1条第2項は、「この議定書又は他の国際協定によって規定されていない場合にあっても、文民及び戦闘員は、慣習、人道及び人々の良心に由来する確立された国際法の原則の支配の下に置かれる」とし、同第二追加議定書前文は、「人間が、人道の諸原則及び公共の良心の要求の保護の下に置かれることを想起し、…」と記している。

また武器の使用制限に関する条約では、1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）前文第5節は、「確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の原則」に言及し、また1998年の対人地雷禁止条約前文第8節は、「対人地雷の全面的禁止の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際赤十字・赤新月運動、「地雷廃絶国際キャンペーン」その他の世界各地にある多数の非政府機関が行っている努力を認識し、」と記し、本条約が人道的要請の実現を希求することを強調している。

### 5-1. 平時の国際文書に見る人道概念

第二次大戦以後、平時適用の国際法及び国連を始めとする人権その他に関する主要な国際決議においても、人道の概念はその規範性を次第に高めていった。

1946年に採択されたILO憲章は、その前文で「また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから、締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、〈中略〉、次の国際労働機関憲章に同意する。」とあり、人道的な要求を確保することが締約国の責務であるとする。

また、1968年4月22日～5月13日にテヘランで開催された国連人権会議は、ベトナム戦争の激化の中、武力紛争下における人権をテーマに協議を行い、その決議<sup>23)</sup>（国連総会承認）において「武力紛争が人道を疲弊し続けること」に注目し、また「武力紛争中において人道の諸原則が優先されるべきこと」、「ジュネーブ諸条約締約国が人道の諸規則の尊重確保のための措置をとる責任を認識しないこと」に留意し、国連総会が事務総長に対し、あらゆる武力紛争における人道的な国際条約とその規則のより良い適用を確保することなど三つの要請を行った。

また、1969年の条約法条約は、国際条約違反の結果としての条約の終了、運用停止に関する第60条5項において、人道的性格を有する条約に定める身体の保護に関する規定により保護される者に対する報復（形式のいかんを問わない）の禁止規定については、本規定（1～3項）は適用できないことを宣言し、国際人道法に代表される人道的諸条約（ジェノサイド条約、人道に対する罪に関する諸規定等）の人道的性格の諸規定は、いかなる状況においても逸脱不可能であることを明確にした。なお、同条約第53条が、一般国際法の強行規範（*jus cogens*）に抵触する条約の無効を規定することから、1996年のICJの原爆使用の合法性に関する勧告的意見で人道法の原則と諸規則が強行規範であるか否かの判断が注目されたが、同勧告的意見は、これについての判断を留保した。

このほか、直接、人間の保護を目的にしたものではないが、2000年11月4日～11日にアンマンで開催されたIUCN世界自然保護会議の環境保護に関する勧告は、環境保護に関する国際条約、規則が不備の場合には、環境保護のミニマム基準を尊重する政策をすべての国連加盟国に奨励し、ミニマム基準としてマルテンス条項を引用して以下のように記す。

「環境保護のより完備した国際法典が採択されるまでは、生物圏およびその構成要素及びプロセスが享受する保護のレベルは、現在及び将来の世代に亘り、確立された慣習及び公共良心並びに人道の基本的価値と原則に由来する国際法の原則の支配の下に置かれる。」<sup>26)</sup>

本勧告は戦時平時を問わず、環境保護に適用されるものとされており、特に戦時国際法のごく一部の規定（第一追加議定書第55条の自然環境保護規定）を除き、国際法の整備が未熟な環境保護規定の欠陥を補う意図から採択されたものである。

## 5-2. 人道支援を標榜したUNソマリア決議

上記で概観したように、マルテンス条項に触発された「人道の法則又は諸原則」は、今日では戦時平時を問わず、国際社会一般が承認する国際法の道義的基盤を構成するに至っているが、これらの法則及び諸原則が人間の尊厳及び生存を確保する最後の砦として最も重要な意義を持つのは、武力紛争時であることに変わりはない。つまり人間の生存が極度の脅威にさらされる武力紛争時の極限状況下においてこそ、人道的規範が最も声高に

主張されなければならない、それは人道の概念が戦争法体系の中にいち早く反映されたことのものである。

こうした中でも、特に近年、武力紛争下における人道の確保を目的になされた一連の国際決議の中でも特に注目されるものの一つとしてソマリアの人道危機を巡りなされた1992年12月3日の国連安保理決議第794（S/RES794/1992）がある。

本決議は、人道の法則又は原則への言及はないが、急速に悪化するソマリアの人道的状況（*humanitarian situation*）の中で、同国民の人道的ニーズ（*humanitarian needs*）に応えるために、国連機関及びNGO等が実施する人道支援の配給（*delivery of humanitarian assistance*）を確保することを目的に決議されたものであり、その履行確保のために国連軍の人道的介入を承認したものである。

本決議及び決議に基づく国連ソマリア活動軍（UNOSOM）の活動は、人道支援を名目に国連が実施した初の本格的な行動と見ることができ、その意味は人道の確保又は実現が今日の国際社会共通の利益として認識されていることを示すものでもある。

## 第2章 国際司法にみる人道概念の援用

本項では、人道の概念が「人道の諸原則又は法則」などの文言で国際司法の主要な判決等でどのように援用されてきたかを概観するため、ニュルンベルグ国際軍事裁判判決、ICJのコルフ海峡事件判決、ICJのバルセロナ・トラクション事件判決、ICJのニカラグア事件判決、ICJの原爆使用の合法性に関する勧告的意見、ICJのパレスチナ分離壁に関する勧告的意見を瞥見する。

### 1. ニュルンベルグ国際軍事裁判（1945）

同裁判判決は、1907年の第4ハーグ条約に附属する規則に含まれる人道の諸規則が「すべての文明国家が承認し、戦争の法規慣例を宣言するものとみなされていた」と判示した<sup>27)</sup>。

### 2. ICJのコルフ海峡事件判決（1949）

コルフ海峡の無害通航権を巡りイギリスとアルバニアの間で争われた裁判の1949年4月9日のICJ判決は、「人道の基本的考慮（*elementary consideration of humanity*）は、一般的、よく知

られた原則であり、平時だけでなく戦時においても尊重されなければならない<sup>28)</sup>と判示した。これは人道的要請の慣習法的性格を承認したものと解することができる。

### 3. ICJのバルセロナ・トラクション事件判決 (1970)

同電力会社の破産を巡る英、米、加、西等が当事者となる裁判において、ICJは人道 (humanity) の語に直接言及していないが、「人間の価値及び尊厳に関する原則規範は、obligation erga omnes (対世的〈万人に対する〉義務) としての性格を有する。すべての国家が国際社会に対して負う義務である。」<sup>29)</sup>と指摘した。ここにある「人間の価値及び尊厳に関する原則規範」が人道の諸原則を含意することに異論はないものと思われる。

コルフ海峡事件判決の原則を引用、拡大した本判決は、これらの人道的な義務は、人間の基本的人権に関する規則と原則に由来することに言及しており、一般的に人道的な義務がjus cogens (強行規範) を構成することを示唆するものとみることができよう。

本判決で引用したobligation erga omnesは、後述する2004年のパレスチナ分離壁に関するICJの勧告的意見でも言及され、人道的義務は国際社会の一般的義務として確認されたといえる。

### 4. ICJのニカラグア事件判決 (1986)

本判決は、コルフ海峡事件の判決の原則を引用し、人道の基本的考慮は、戦時よりも平時により一層求められる一般的によく知られた原則であることを承認し、さらに人道援助に求められる要件について赤十字の人道原則が遵守されるべきことに言及し、次のように判示した。

「真の人道援助の本質的な特色は、いかなる種類の差別もなく供与されるものである。裁判所の見解によれば、人道支援の提供がニカラグアの内政問題への干渉との非難を免れるためには、支援が赤十字の実行に見られる目的に限定されたもの、すなわち、人間の苦痛を予防、軽減し、生命と健康を守り、人間の尊重を確保するものでなければならない。また、とりわけ、苦しむすべての者に無差別に与えられなければならない」<sup>30)</sup>

現在、国際社会が共有する普遍的な人道援助の定義は存在しないが、本判決が示した人道援助の本質的要件への言及は、人道援助の定義を巡る議論において考慮されるべきものと思われる。

### 5. 原爆使用の合法性に関するICJの勧告的意見 (1996)

原爆の合法性判断を巡る裁判における1996年7月8日のICJの勧告的意見は、「人道法の原則及び規則 (principles and rules of humanitarian law) が核兵器の威嚇または使用に適用されるかどうかの問題」について、「これらの原則と規則が核兵器が発明される前に発達したものであるとの理由により、また、1949年の四つのジュネーブ条約とその二つの追加議定書をそれぞれ採択した1949年と1974-77年のジュネーブ会議が、核兵器を特定して扱っていないとの理由により、疑問が時々表明されたことに本裁判所は留意する。しかしながら、このような見解をとるのは、ごく一部の国でしかない。大多数の国家および学者の見解によれば、人道法を核兵器に適用できることは、疑いをいれない。本裁判所もこの見解をとる。」<sup>31)</sup>と判示した。

また87節でマルテンス条項に言及し、原爆使用は、一般国際法の原則に反するものとし、「本裁判所は、今なお存在し適用され得ることは疑いを入れないマルテンス条項が、人道法の原則と規則が核兵器に適用されることを確認するものであることを指摘するものである。」とした。

この審議の中でシャハブディーン判事は、国際法の原則が、「文明国家の慣習」、「人道の法則」、「公共良心の命令」の三つを淵源としていることに言及し、これらが国連の国際法委員会により支持されている重要な原則であることを指摘した。さらに国連総会決議は再三、全会一致で核兵器が人間の良心と理性に逆行することに言及し、日本政府も核兵器が国際法に哲学的基盤を付与している「人道の精神」に明らかに逆行するものであると発言している<sup>32)</sup>。

本勧告的意見は、人道法 (人道) の諸規則及び原則が国際社会の確立された法規範であることを明確にしたものといえる。

### 6. パレスチナ分離壁に関するICJの勧告的意見 (2004)

イスラエルが建設したパレスチナ分離壁に関する2004年7月9日のICJの勧告的意見は、国際人道法 (慣習国際法としての1907年のハーグ規則〈イスラエルは非締約国〉、1949年のジュネーブ第四条約)、人権諸条約及び適用可能な安保理決議に照らし、イスラエルによる壁の建設が「国際法に違反する」とした。



この中で同意見は、イスラエルが違反した国際人道法、人権諸条約の諸規則上の義務は、対世的義務 (obligation erga omnes) であり、単にイスラエルのみならず、あらゆる国家にとりイスラエルによる違法状態を終了させることは慣習国際法の逸脱不可能な原則であり、義務であると指摘した<sup>33)</sup>。

これまで概観してきた国際諸文書、国際司法の判断等から帰結することは、人道の法則又は原則は、あらゆる国家が逸脱することのできない一般国際法の原則及び対世的義務 (obligation erga omnes) 若しくは強行規範 (jus cogens) として一般的に認識されてきたということである。もっとも、人道法の原則と規則が強行規範であるか否かについて1996年の原爆使用を巡るICJ勧告的意見は判断を控えた経緯はある<sup>34)</sup>。しかし、ジェノサイド、人道に対する罪又は奴隷化の禁止が強行規範を構成することには国際社会の同意があることに照らせば、人間の基本的な尊厳及び生存権の確保を目指す最低規範としての人道の法則又は原則の強行規範性を否定することは困難である。

### 第3章 人道の定義を巡る問題

これまでの考察から、人道の概念又は人道主義は、現代の国際社会を規律する道義的規範として広く承認された普遍的価値であるということができよう。しかし、その一方でわれわれは、「では一体、人道とは何か」という根源的な問いに帰らざるを得ない。

マルテンスは百年以上前に初めて「人道の法則と公共の良心」に言及したとき、「人道とは何か、公共良心とは何か」を明示も定義もしなかった。この問題は、人道の法則が国際法の道義的規範として採用されてから今日まで、文明諸国民にとり「自明のこと」として長らく不問に付されてきたとも言える。

しかし、こうしたモラトリアム状況の継続は次第に困難になりつつある。その背景には、冷戦終結後の1990年代以降、国連機能の強化の中で国連を始め、個別国家の軍隊を活用した人道支援活動が急速に拡大し、それと同時にその問題点が指摘されるに至った現実がある。

こうした中で、従来、人道支援の中核を担ってきた国連人道機関及び国際的NGOは、「人道支援」

の明確な定義づけの必要性に迫られている。

現在、国際社会が共有しえる人道支援の公式な定義は存在しない。これには定義そのものの技術的な困難さもさることながら、各種機関の思惑等も複雑に絡みあうためと思われるが、主要な国際機関や国際的NGOは、これまで、それぞれの人道支援に関する独自の指針や見解を表明している。ここでは、以下の代表的な資料を概観することにより、人道支援の要件について考察する。

#### 1. 人道的アクターによる人道の概念規定

- 1991年12月19日の「国連の人道緊急援助の調整の強化」に関する第78回国連総会決議46/182 附属書 (A/RES/46/182:19/12/1991採択)

同国連決議附属書は、人道支援 (Humanitarian Assistance) を「人命を救い、危機に瀕した人たちの苦痛を軽減することを目的に行う支援」と定義し、その指導原則 (guiding principle) として「人道、中立、公平の原則」を掲げ、この原則に従って行動すべきであるとする。また、国家主権不可侵の原則、被災国の同意の下に原則として被災国のアピールに基づき実施すべきであるとする要請主義の原則を確認している。さらに救援活動の調整、管理の第一義的な責務は、当該国家にあるとしている。

- 1993年の「予防外交及び関連問題に関する平和のための課題」に関する国連総会決議47/120 (A/RES/47/120:20/9/1993)

同決議は、第5「人道支援」において、事務局が「人道活動の非政治的、中立、公平の性格を維持」しながら人道支援と平和維持活動の調整問題の解決を図ることを宣言している。

- 1994年の赤十字、NGOの行動規範 (code of conduct)

国際的人道機関の災害救護活動の行動規範である「国際赤十字・赤新月運動及びNGOの災害救護の行動規範」は、1994年に主要な人道機関、NGOから成る人道対応実行委員会 (Standing Committee for Humanitarian Response=SCHR) により採択された。これは、人道支援における行動規範の必要性を唱えたフランス赤十字の問題提起を受けて国際赤十字・赤新月社連盟が起草に着手したものである。

本行動規範では、災害対応への主要動機は、苦

痛の軽減にあるとし、支援にあたっては、党派的、政治的と見なされる行動を慎むべきことを指摘している。(同Code of Conduct, 1-4参照)

さらに、比例、公平、独立の原則をコア・コンセプトにすべきことを指摘し、被災国、援助国の両政府に対しては、人道的NGOの人道活動の独立性、公平性を尊重することを勧告している。(同Annex I, II参照)

● 2001年の民軍関係に関する人道対応実行委員会 (SCHR) の原則 (2004年改訂)

同委員会の人道援助提供における人道機関と軍の関係に関するポジション・ペーパーは、SCHR構成団体は、構成団体に共通する人道、公平の原則を中核原則とすべきとし、その目的を達成するために独立が必要であるとする。また、人道支援の定義を「生命を維持するために必要なもの」とし、中立性については、公平な援助を実施するために「しばしば必要な運用原則である」として付随的な地位しか与えていない。

一方、近時、諸国政府及び軍隊による平和支援活動や武力行使に「人道的」な理由が引用されることに対しては、コソボへの人道的介入(との主張)による空爆を例示しつつ批判し、人道 (humanitarian) の用語の定義が重要であるとしている。MSFは、人道的介入の用語は、文民による活動に言及する場合のみに使用し、軍事行動を伴う活動に言及する場合には、軍事的介入を使用すべきであり、軍事的人道主義や軍事的人道的介入といった「虚偽に満ちたスローガン」は放棄すべきであるとしている。

● 2004年の「複合緊急事態における民軍関係」に関するIASCレファレンス・ペーパー

国連人道機関及び人道的NGOにより構成される人道支援の機関間調整機構であるIASC (INTER-AGENCY STANDING COMMITTEE) の同文書は、第2部「原則と概念」において、あらゆる人道活動は、人道、中立、公平の原則に従って実施しなければならないとし、これらの原則を最重要かつ基本的な原則であるとし、これらの概念について以下のように解釈している。

民軍協力 (CIMIC) の目的は、人道の原則の実現に貢献することであり、人道原則とは、人間の苦痛への取組みであること、また人道機関は軍隊との連携が中立および公平の原則を危険にさら

すことがないように調整する必要があることを指摘する。中立の原則については、特定の主義主張への非忠誠の概念を重視し、公平の原則については、すべての人々に対する無差別をその中核概念としている。その一方で、「保護」と「援助」の提供という人道目的を達成するためには、時としてプラグマチックなアプローチが必要であるとし、その一環に民軍協力が含まれるとする。しかし、人道規範を損なうことのないよう、軍との調整においては現実主義と原則主義との間の適正なバランスの確保が重要であるとしている。

● 2004年10月20日のイラクにおける軍隊とその他の安全保障セクターの相互関係に関する人道機関のガイドライン<sup>35)</sup>

本ガイドラインは、UNAMI (国連イラク支援団) 次席特別代表事務所及びOCHA (国連人道問題調整事務所) の助言を得てRHC<sup>36)</sup> がイラクで活動するNGOを含む人道機関との協議を経て共同で作成したもので、イラクの人道活動における民軍関係を規律することを目的にした。

この中で、人道機関及び軍隊並びに民間警備会社の相互関係の指針として、人道活動の独立、弱者層へのアクセス、中立かつ公平な援助の配分をあげる。特に各機関は相互に活動の独立を保障しなければならず、軍事計画への非統合、軍主導の救援活動とその他機関の活動の明確な区別を掲げている。

弱者層へのアクセスにおいては、人道の原則が苦痛への対応を要求していることから、人道活動の最弱者層への関与を強調する。そのため弱者層へのアクセスの持続性の確保に強い関心を喚起し、これら最弱者層への人道支援は、政治的状況にかかわらず、外部の干渉を受けることなく、必要性のみに基づき、無差別かつ中立、公平に行われねばならないとしている。

● OECD開発援助委員会 (Development Assistance Committee) の人道活動規範

欧州諸国と日本など主要人道支援国が2003年6月にストックホルムの会議で採択し、2005年にDACが採用した人道活動規範であるGHD (Good Humanitarian Donorship) は、その附属書「人道支援者の原則と適正実施」において、人道活動の目的と定義は、「人為的危機及び自然災害直後に、生命を救い、苦痛を軽減し、人間の尊厳を持

続すること」であり、「こうした状況の発生を予防し、備えを強化すること」であるとした。

また、人道活動は、「人道の原則」に従わなければならないが、人道の概念については、「人間の生命を救い、苦痛を軽減すること」とし、公平、中立、独立を保ち行われるものであるとする。この定義は、ICJのニカラグア判決を踏襲したものと思われる。

公平、中立、独立のそれぞれの概念については、「被災者に対して差別なしに、ニーズに基づいてのみ行動すること」、「人道活動において武力紛争時、その他の論争において、いずれの側にも加担しないこと」、「人道目的の政治的、経済的、軍事的又はその他の目的からの自治（自主）」としている。この定義は、赤十字の基本原則の主要原則である「人道、公平、中立、独立」の原則を踏襲したものを見ることができる。

DACは、人道支援のこの定義を2006年の統計作業で採用している。

- 2006年のオスロ・ガイドライン（災害救援における外国軍隊と民間防衛資財の活用に関するガイドライン）（11/2007改訂）<sup>37)</sup>

同ガイドラインは、国際的な災害救援の場で、外国の軍隊と文民保護組織（Civil Defense:民間防衛組織）の資産を有効かつ効率的に活用するための基本的枠組みを提供するものであり、「人道支援とは、被災住民に対する援助であり、その主たる目的として、危機に見舞われた住民の命を救い、苦痛を軽減することを求める。人道支援は、人道、公平、中立の基本的な人道諸原則に従って提供しなければならない。」としている。

- MSF（国境なき医師団）の憲章

国境なき医師団は、その憲章において、無差別な活動（対象者の人種、宗教、民族、政治的信念を問わない）、国際医療倫理に基づく中立、公平、及び政治権力等からの独立の遵守を活動の原則とすることを謳っている。

以上、概観したように、人道支援の定義は一様ではないが、これらを要約すれば、人道活動の要件として人道、公平、中立の原則は一般的あらゆる機関が共有する原則と見ることができる。これらに加え、個別のNGO諸機関は、政府からの資金面、意思決定面における独立の原則を掲げて

おり、それらには赤十字機関やMSFなどがある。

## 2. 人道概念の定義とその課題

上記で概観したように、国連決議を始め、諸機関の各種決議において人道又は人道支援の概念規定の試みがなされてきたが、国際社会が共有する人道支援の公的定義はこれまでなされていない。このため国際社会全体の人道支援の総量評価ができない状況がある。仮に、1991年の国連総会決議46/182にそれを求めるとするならば、「人命を救い、危機に瀕した人たちの苦痛を軽減することを目的に行う支援」が人道支援の一般的定義といえるかもしれないが、この定義は、行為主体の性格、動機、方法論等を考慮しておらず、緻密さに欠ける。

もっとも、これらの定義の試みも、「人道」の概念そのものを定義しようとするものではなく、単に人道的「支援」の要件を述べているに過ぎない。例えば、1945年のニュルンベルグ国際軍事裁判規程や1998年の国際刑事裁判所規程においても「人道に対する罪」の定義を行ってはいるが、これらも人道犯罪の概念を示したにすぎず、人道の概念そのものを定義したわけではない。

こうした中で、2001年の民軍関係に関するSCHRの報告が、「もはや『人道』の定義そのものが重要である」と指摘したように、特に軍による人道支援が一層拡大するようになった今日では、真の人道支援とは何かを正当に認定するためにも、国際社会が共有しえる「人道の概念」の定義づけが避けて通れないともいえる。

しかし、そうした要請の一方で、われわれは定義する試みの危険性も併せて認識する必要がある。例えば、国際人道法の諸規定は、随所で被保護者に対する「人道的待遇」を要請しながらも、その概念を取って定義していないのにはそれ相当の理由がある。ある概念を定義することは、用語に秘められた解釈の幅を制限することであり、定義から厳密には逸脱する正当な行為を不当に排除したり、固定化された定義の間隙をぬう悪意ある者に悪用される危険性を常に孕んでいる。したがって、人道という極めて思想的性格の強い概念を取って定義する場合には、このことを念頭に置いた慎重な取組みが求められる。その上で定義する際には、人道支援の受益者の利益を最優先した定義が必要でありことは論を待たないが、「受益者の利益」の評価は多様な見解があり、このことも定義を困

難にしている要因の一つといえるだろう。

### 3. 赤十字基本原則の意義

こうした中にあっても人道そのものの概念規定に関する限り、極めて示唆に富んだ文献を見出すことができないわけではない。中でも1965年に採択され、1986年に改訂された「国際赤十字・赤新月運動の基本原則 (The Fundamental Principles of the Red Cross and Red Crescent Movement)」は、単に国際赤十字・赤新月運動の基本原則であるに留まらず、国際社会が人道の概念規定を試みる場合に参照することのできる極めて有益な解説といえるだろう。

特に、1986年のICJのニカラグア判決が、赤十字の基本原則の中の人道の原則 (principle of humanity) に言及し、人道援助の要件として、「命と健康を確保すること」「苦痛を軽減し、予防すること」「人間の尊厳 (尊重) を確保すること」の三つの要件に合致しなければならないと判示したことの意義は大きい。同判決以後の国際諸決議又は国際的NGOの行動規範等の多くが、人道の概念規定において同判決の一部又は全てを踏襲していると考えられることから、人道概念の最も信頼に値する解説として、赤十字の基本原則の中の「人道の原則」が広く承認されてきたものと解することができるだろう。

以後、この見解は、既述の国連決議に見られる人道支援の概念にも援用されていることから、「赤十字の基本原則」は、現在及び将来にわたり人道の概念の定義にあたり最も重要な参考文献となるものと思われる。

人道活動や人道支援活動を正当に評価するためにも、また軍隊による人道支援は可能か否かの議論に明確な答えを導くためにも、人道の定義や人道支援の定義が明確になされることが必要であることは確かである。しかし、その一方でそれらの定義がもたらす弊害とのバランスをも常に考慮する必要があるだろう。

## 第4章 人道主義の課題と展望

### 1. 人道主義が直面する現代的な問い

人道主義又は人道の概念は、ヨーロッパにおいて国際法の法典化が進んだ19世紀後半に、特に戦時国際法の法典化の過程で急速に規範的価値を高めていった。その後、近代の国際関係を規律する

道義的規範として次第に普遍性を高め、マルテンス条項の出現により、その法的規範性を一層加速させたといえる。さらに第二次世界大戦の悲惨な教訓を経て、戦後著しい発展をみた人道及び人権諸条約において、人道の法則又は諸原則が国際文書に取り込まれ、国際司法の判断においてもこれらが生かされ援用されたことにより、その高い普遍的規範性が確立していったと見ることができる。

しかし、今日、人道主義は様々な局面からその内実が問われようとしている。例えば、人道主義は、所詮、西欧キリスト教社会の価値観を移植された理念ではないかといった普遍性への懐疑である。この批判は、近年のグローバル化する世界の中で「文明の衝突」といった文脈から主として非西欧的、イスラム的価値との関連で語られることが多い。またその運用原理に近代功利主義の影響を強く受けている人道主義<sup>38)</sup>は、生命倫理の諸原則といかに整合しえるかといった倫理的な問い<sup>39)</sup>も新たな問題として突きつけられている。

### 2. 人道主義の普遍性の再検証

これまでの議論を踏まえ、人道主義の普遍性を質す場合には、以下を考慮する必要がある。

まず、「人道主義が国際社会の普遍的価値である」と言う場合、その国際社会とは基本的に19世紀以降、文明国標準主義に立脚した国民国家を主体とする国家間関係で構築された国際社会を意味していたということである。いうまでもなく、今日では文明国概念が一部欧米先進国のみを意味する概念でないことは既述したが、今日の国際社会の基本構造が国連を基軸とする個別国家により構成されることに変わりはなく、人道主義の普遍性は、このような文脈において普遍的価値として認知されてきたといえることができる。

もちろん、メアリー・カルドーがグローバルな市民社会 (Civil Society) が共有する規範体制として「人道主義的レジーム」<sup>40)</sup>の存在を指摘したように、人道主義は、NGO等の非国家主体が主要なアクターとなりえる市民社会又は国際共同社会においても、一般的にその普遍的価値を構成する理念であるといえることができるだろう。しかし、リベラルな民主主義を基盤とする市民社会というレジーム自体がどの程度普遍的かは定かではない。そのような社会を基盤とする人道主義的レジームは、グローバルな世界を構成するあらゆる民族、宗派又はその他のアクターに普遍的に共有されて

いるといえるだろうか。

この問題は、多様で多元的なグローバルな世界の中で、その出自において西欧キリスト教文化由来の人道主義が真に普遍性を持ちえるためには如何なる内実を孕むべきかという問題でもある。政治の道具として戦略的に利用される人道主義が少なからず見られる中で、人道主義の内実を質す作業は現代において不可欠である。それは換言すれば、ある概念の普遍性の認定主体は誰であり、その認定基準はいかにあるべきかについての合意形成（正当性賦与）の手法を探ることでもある。この困難な課題は本稿のテーマを越えるが、ある概念の普遍性を質す作業は、その正当性と権原を質すことと同義であり、多元的なグローバル社会において人道主義の普遍性を質す場合にも同様である。

もっとも、ある概念が普遍的であると言うことは、すべての人々に遍く共有されることを意味しない。その理念、慣行が一般的に広く共有されることで十分であるとすべきであろう。人道主義の実現は、リベラルな民主的社会を基盤に成立しえるのであり、これら価値と相容れない排他主義的、全体主義的価値とは共存しえないものである。したがって人道の基準の敷居を安易に引き下げることにより普遍性を高めようとすることは人道主義の自壊作用を促す危険がある。

上記を踏まえて現代の人道主義を今一度俯瞰すれば、人道主義の正当性とその権原を否定する言説が国際社会一般にほとんど見られず、むしろその実現を促進する実行が顕著であることに鑑み、人道主義は、現代において国際社会が共有する最も高い道義的規範性を具備した普遍的価値と認定することができるだろう。

### 3. 新たな普遍的人道秩序の構築へ —結びにかえて

こうした中で、国連は新国際人道秩序の構想のもとに、1982年の第37回国連総会決議に基づき、サドルディン・アガ・カーンを委員長とする国際人道問題独立委員会を設立し、国際社会共通の人道的基準を探る取組みを行ってきた。

その最終報告は、人道主義の「国際的な基準は、広範囲な文化やイデオロギーに受け入れられるものでなければならず、人類は一つで分かちがたいが多元的なものであるという認識に基づかねばならない」ことを強調し、様々な提言を行っている<sup>41)</sup>。

同委員会が付託された人道問題の射程は極めて

広範なものであるが、その中に一貫している哲学は、今日、地球人類が抱える広範かつ多様な危機的な諸問題の解決にあたり、その中核となる人類共有の普遍的価値は「人道主義」以外にないことを再三強調している点である。そして「人道主義は人類が直面する様々な矛盾を認識するための物差しであり、またそれを解決するための処方である」<sup>42)</sup>としている。さらに、人道主義は、人類連帯の理念であるとともに相互依存の象徴であること、また広範な文化、イデオロギーが受容可能な国際的基準に立脚すべきであること、人道問題に対処するためには、対立的要素を越えて「広く共有できる普遍的な最高の価値」を探す以外に道がないことも指摘している。その上で、これまでの西欧主導の人道主義を批判して「西欧的な発想から一步出て、もっと普遍的なものに基づいていれば、人道的な規範はずっと普遍的に受け入れやすくなるだろう」<sup>43)</sup>と指摘している。

これは、Michael Veutheyが「普遍的人道秩序 (Universal humanitarian order) の構築へ向けて」と題して行った12の提言の趣旨とも軌を一にする。

Veutheyは、国際人道法の基本的規則は、個々の、また集団としての人間の生存に係るものであり、これらは、各文明がそれぞれの宗教的規範の中で発展させてきた価値観に通底するとして次のように言う。

「これらの規則はあらゆる文明、宗教および伝統に見出せる普遍的価値に基礎づけられる。歴史を通じ、あらゆる文明は、集団、部族、国家又は宗教の中でその生存を保障するための規則を発展させてきた。」<sup>44)</sup>

今日、グローバルな国際共同社会の普遍的価値としての人道主義の評価については基本的合意がなされたと言っているだろう。また長く不明確なままだった人道の概念そのものについても、赤十字基本原則に見られる人道概念の定義や国際司法の判断等を参照することで、おぼろげながらも、その姿が見えてきたといえるだろう。今後は、この人道の枠組みを人間のあらゆる営みの行動規範として普遍化する作業が必要になるだろう。例えば、今日のグローバルな金融危機を念頭に置けば、経済原理のみを優先した経済、金融活動のアクターの行為が、世界規模で人々の生存に及ぼす破壊的な影響を抑止するために、経済、金融活動のメカニズム全体に人道的倫理規範を組み込むといった発想も求められるだろう。そうした規範化の手

法については、今後も多くの議論が必要となるだろう。

今日、人類生存と幸福のために人類が結集することのできる普遍的価値を人道主義以外に見出すことは、当面困難なように思える。自由、平等を基調とするリベラルな民主社会を至高の価値と見る現代社会は、民主主義に多くの綻びを見るようになった現代においても、ギリシャ時代このかた、この理念を越える社会理論を提示することに成功していない。同様に、人道主義の実力と内実によくの疑問符が付くにせよ、その無力を誹謗する者があるだろう。それができないとしたら、人類は今しばらく人道の傘の下で寄り添いながら生きるしかないのではなからうか。その傘は破れ易く、雨漏りするものであったとしても、雨ざらしになるよりはずっとよいはずである。

#### 注

- 1) Ciceroは、“De Oratore”において、Age vero, ne simpler forum, subsellia, rostra, curiamque meditare, quid esse posttest in otio aut iucurdus, aut magis proprium humanitatis, quam sermo focetus ac nulla in re rudis? (いや、それだけではない、フォーラムや法廷の席、演壇や議事堂のことばかりを思い浮かべてもいけないので言うのだが、どうだろう、私的な閑暇にあっつかいなる点でも粗雑さのない聡明な談話ほど、心地よいもの、いや、真の人間性に固有のものが他にあるだろうか。『弁論家論』第1巻32節(岩波書店 キケロー選集p.18~19))など、随所でhumanitatisの語をほぼ同義で用いている。他の著作にも同語が用いられている。
- 2) 近藤恒一著『ペトラルカ研究』創文社、p.202以下を参照。
- 3) J・J・ルソー著『人間不平等起原論』、A・スミス著『道徳感情論』、D・ヒューム著『人間本性論』などにこれらの思想が見られる。
- 4) 人道主義の多様な用語については、Pictet著『解説 赤十字基本原則』(東信堂) pp.19-21を参照。
- 5) Jean S.Pictet; “Red Cross Principles”, 1956, p.25
- 6) 同書、pp.28-29.
- 7) 同書、同頁
- 8) 『国際人道法の発展と諸原則』日本赤十字社刊p.15.
- 9) 同書、pp.11-12

- 10) Jean S. Pictet; “Red Cross Principles”1956, p. 28. 脚注2.
- 11) 正式には、Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded in Armies in the Field. Signed at Geneva, 22 August 1864.
- 12) 『ソルフェリーノの思い出』日赤会館発行、p.144, p.158を参照。
- 13) Fyodor Fyodorovich Martens-A Humanist of Modern times, IRRIC, 1996, No. 312, pp.300-314.
- 14) 『武力紛争の国際法』東信堂、p.54., 脚注72.
- 15) Friedrich von Martens: A great International Lawyer from Parnu, by Dieter Fleck, Baltic Defence Review, no.10, volume 2/2003, pp.19-26.
- 16) 同勤告的意見84節
- 17) Theodor Meron;Martens Clause, Principles of Humanity and Dictates of Public Conscience; The American Journal of International Law.Vol.94, No.1 (Jan. 2000) pp.78-89)
- 18) IRRIC, NE317, 1997, p.124
- 19) 最上繁樹著『国連システムを超えて』岩波書店、pp.113-114.脚注。
- 20) フリードリヒ・フォン・マルテンス著『国際法(上)』、中村進午訳 早稲田叢書、明治33年、pp.298-299.
- 21) 拙著『戦争と救済の文明史』PHP新書、pp.165-167を参照。
- 22) Vladimir Pustogarov “Fyodor Fyodorovich Martens-A Humanist of Modern Times” ,IRRC, 1996, No.312, pp. 300 -314. によれば、1895年までに当時のヨーロッパ主要国で125の平和団体が設立された。
- 23) International Military Tribunal, Trial of the Major War Criminals, 14 November 1945 - October 1946, Nuremberg, 1947, Vol. 1, p. 254.
- 24) サンレモ国際人道法研究所副所長。ニース大学客員教授。ICRC法律顧問。
- 25) The need for a universal humanitarian order; foresight vol.7.no.1 2005,p.32.
- 26) “Martens Clause for Environmental Protection” by Dinah Shelton, Alexandre Kiss, Environmental Policy and Law, 30/6/2000, p.285-286.
- 27) International Military Tribunal, Trial of the Major War Criminals, 14 November 1945 - October 1946, Nuremberg, 1947, Vol. 1, p. 254.
- 28) ICJ Reports 1949, p. 22.
- 29) ICJ Reports 1970, p.32, para. 33-34.

- 30) ICJ Reports 1986, p115, pp.14-150.
- 31) ICJ Reports 1996, para. 85, 86, 87, 195.
- 32) 日本政府代表, 川村武和外務省軍事管理・科学審議官の意見陳述。
- 33) ICJ report 2004, para.155.
- 34) 同 para. 83.
- 35) Guidelines for Humanitarian Organisations on Interacting with Military and Other Security Actors in Iraq, 20 October 2004
- 36) 国連事務総長が指名するRegional Humanitarian Coordinator (人道活動地域調整官)。
- 37) The Use of Foreign Military and Civil Defence Assets In Disaster Relief - “Oslo Guidelines” Updated November 2006 (Revision 1.1 November 2007)
- 38) 『解説 赤十字の基本原則』 p.38, 4節, pp.43-60。
- 39) 例えば, J.フレッチャーの『状況倫理 (Situation Ethics), ビーチャム/チルドレスの『生命医学的倫理の諸原則 (Principles of Biomedical Ethics)』あるはいJ.シンガーの『実践倫理 (Practical Ethics)』に見られる問題提起は, 従来, 人道主義理論が伝統的に関与を避けてきた生命倫理上の諸問題に対し, 人道主義の立場からの見解が問われていると見ることもできる。
- 40) M.カルドー, 『グローバル市民社会論 (Global Civil Society: An answer to War)』法政大学出版局 pp.181-200。
- 41) 『地球・人間・生命—国際人道問題独立委員会報告』, 毎日新聞社, p.24.
- 42) 同書同頁。
- 43) 同書同頁。
- 44) The need for a universal humanitarian order; Foresight vol.7. no.1 2005, p32.
- Cross”; Jean Pictet, ICRC, 1979
- ・ “Humanity for All”; Henry Dunant Institute, Paul Haupt, Bern, 1993.
  - ・ “Humanism. Its Roots and Development.What humanism consists of,”; L.J.Elders,
  - ・ “The laws of armed conflicts” ; Schindler/Toman; Sijthoff,1973
  - ・ “Rules of Conduct During Humanitarian Interventions”:Ivan Shearer, American Diplomacy, [http://www.unc.edu/depts./diplomat/archives\\_roll/2001\\_07-09/hum\\_intervention/](http://www.unc.edu/depts./diplomat/archives_roll/2001_07-09/hum_intervention/)
  - ・ Red Cross Law, by Francois Bugnion, IRRC,1995,no.308,pp491-519
  - ・ ICRC neutrality and neutrality in humanitarian assistance, by Denise Plattner, IRRC, no.311,pp.161-179
  - ・ The denial of humanitarian assistance as crime under international law, by Christa Rottensteiner, IRRC,no.835,pp.555-582
  - ・ Humanism and the Classical Tradition, by Christopher S. Celenza, <http://www.ecolloquia.com/issues/200601/leader.htm>

## 主要参考文献

- ・ 『現代のヒューマニズム』 岩波新書
- ・ 『武力紛争の国際法』 有信堂
- ・ 『地球・人間・生命～人類に勝利はあるか国際人道問題独立委員会報告』 毎日新聞社
- ・ 『世界人権宣言と現代—新国際人道秩序の展望』 齊藤恵彦 有信堂
- ・ 「マルテンス条項」江藤淳一, 『武力紛争の国際法』 東信堂 pp.58-84
- ・ “Development and Principles of the International Humanitarian Law”; Jean Pictet, ICRC, 1985
- ・ “Commentary: Fundamental Principles of the Red